

霧島市空き店舗等ストックバンク設置要領

(目的)

第1条 この要領は、空き店舗及び空き家（以下「空き店舗等」という。）の有効活用を促進するために情報の一元化を図り、空き店舗等の利用を希望する者に対して当該情報の提供を行うことにより、新たな創業を促進させ、商工業の振興と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗等 商工業の用に供することが可能な空き店舗等で、プレハブ等の簡易な建物でないものをいう。
- (2) 所有者 空き店舗等に係る土地及び建物の所有権を有し、売買若しくは貸付を行う権利のあるものをいう。
- (3) 空き店舗等ストックバンク 所有者から市に提供された売買若しくは貸付を希望する空き店舗等の情報を登録し、市のホームページに掲載するとともに、商工業を営む事を目的に当該空き店舗等の利活用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、必要な情報の提供を行う制度をいう。

(登録対象)

第3条 空き店舗等ストックバンクの登録対象となるものは、本市内にある空き店舗等であり、所有者が商工業の用（事務所的な使用及び夕方以降の時間帯の営業で、酒類を主に提供する店舗（飲食店）並びに風俗営業法等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）に規定する営業を営む店を除く。）に供されることを希望しているものとする。

(適用上の注意)

第4条 この要領は、空き店舗等ストックバンク以外による空き店舗等の取引を妨げるものではない。

- 2 空き店舗等ストックバンクでは、情報の紹介や必要な連絡調整は行うが、「登録者」と「利用希望者」の間で行われる物件の売買若しくは貸借に関する交渉、契約に関しての仲介行為は行わない。
- 3 所有者より仲介者の紹介を依頼された場合は、個人事業者の紹介は行わず、広域的に活動する公益事業を主たる目的とした団体等の紹介にとどめるものとする。

(登録)

第5条 霧島市空き店舗等ストックバンクに登録を申し込もうとする所有者（以下「申込者」という。）は、霧島市空き店舗等ストックバンク登録申込書（様式第1号）に霧島市空き店舗等ストックバンク登録カード（様式第2号）（以下「登録カード」と言う。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない

- (1) 申込者が登録する物件の所有者であることが確認できる書類（土地、建物の登記済み証、登記事項証明書等）

- (2)登録時において申込者に市税等の滞納がないことを証明する書類。(空き店舗等ストックバンクに登録を続ける限り年度当初において滞納状況の確認は行う(所有者または共有者が市外居住の場合においては市内で発生する市税))
 - (3)利用希望者が当該空き店舗等で商工業を営む際に支障が生じるような権利が設定されていないことを証明する書類。(登記事項証明書等(土地・建物))
 - (4)当該空き店舗等が共有物である場合は、すべての所有者が登録を了承していることを証する書類。(同意書)
 - (5)集团的、常習的に暴力行為を行う恐れのある組織の構成員の所有でないこと、風営法に定める店舗として貸付はしないこと及び良好な状態で管理されている物件であることに関する誓約書
- 3 市長は、登録の申し込みがあったときは、前各項に対する確認を行い、当該物件が登録可能と判断した場合は、空き店舗等ストックバンクに登録するものとする。
- なお、登録内容については、第5条第1項に定める霧島市ストックバンク登録カード記載事項のとおりとし、台帳についても同登録カードを準用するものとする。
- 4 市長は前項の規定による登録を行った時は、遅滞なく空き店舗等ストックバンク登録完了書(様式第3号)により、申込者に通知するものとする。
- 5 空き店舗等ストックバンクへの登録については、公募により募集を行う。登録希望があった場合は、逐次内容を審査し該当する場合は登録を行う。
- 6 空き店舗ストックバンクに登録する店舗等は、霧島市空き店舗等ストックバンク登録カードに基づき同バンクへの登録を行うとともに、希望売買価格若しくは希望賃料、建築年、間取り、駐車場、住所、面積、構造、空き店舗になった時期と店舗写真(全景・建物内の各部屋)等についてホームページ等により公表する。

(登録の変更)

第6条 申込者は登録した事項に変更が生じた場合は、速やかに霧島市空き店舗等ストックバンク登録変更届(様式第4号)を提出しなければならない。

(申込等)

第7条 霧島市は、登録された店舗等の有効活用のため、店舗に関する情報を、第5条第6項の規定に基づきホームページ等を活用して広く周知を行う。

2 公表された空き店舗等の利用希望者については、霧島市空き店舗等ストックバンク利用申込書(様式第5号)に下記の書類を添付し市長に提出しなければならない。

(1)申込時において、利用希望者に市税等の滞納がないことを証明する書類。

(2)集团的、常習的に暴力行為を行う恐れのある組織の構成員でないこと、風営法に定める店舗として利用するものではないことの誓約書。

3 霧島市は、利用希望があった場合の情報提供については、ホームページ等で公表される情報以外は、登録カードに記載されている個人情報以外の情報のみとし、所有者の個人情報にかかわる事項については一切公表しないこととする。

4 霧島市は、物件の詳細事項について公表の希望があった場合は、台帳に記載された契約交渉の相手方(以下「交渉者」と言う。)にその後の手続きを依頼するものとし、売買若しくは貸借の交渉並びに契約については、直接これに関与しないとともに、契約等に関する一切のトラ

ブルについても関与しないものとする。

5 利用希望のあった物件については、交渉者は交渉終了後、結果について霧島市空き店舗等ストックバンク交渉結果報告書（様式第6号）により報告を行う。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

（附則）

この要領は、平成27年1月1日より施行する。